

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

## 奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

**第一条** 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表保健体育課の項中「高校総体開催準備係」を「総務係、競技係」に改め、同表文化財保存課の項中「総務係」を「総務企画係、美術工芸・民俗文化財係」に改め、同表文化財保存事務所の項中「庶務係、」を削る。

第四条福利課の項第一号中「保健体育課」を「教職員課及び保健体育課」に改め、同条学校支援課の項第五号中「授業料」の下に「及び就学支援金」を加え、同条教職員課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 労働安全衛生に関すること。

第四条保健体育課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条文化財保存課の項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 文化財の保存及び活用に係る企画調整に関すること。

(奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

**第二条** 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第十五号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 保健主査

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 保健主任

第四条の三の見出し並びに同条第一項及び第三項中「及び主査」を「保健主任、主査及び保健主査」に改める。

(奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正)

**第三条** 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則(昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「調査部を置き」を「企画部及び調査部を置き、企画部に企画課及び資料課を、」に改め、同条第二項中「、事業計画課及び企画課」を削る。

第三条中事業計画課の項及び企画課の項を削り、調査課の項の前に次のように加える。

#### 企画課

- 一 重要施策の企画調整及び推進に関すること。
  - 二 遺跡及び埋蔵文化財(以下「遺跡等」という。)に関する学術的及び専門的な調査並びに研究の成果の普及に関すること。
  - 三 広報等情報発信に関すること。
  - 四 市町村との連携に関すること。
  - 五 発掘調査業務の契約に関すること。
- 資料課

一 考古資料(博物館において保管するものを除く。)及びその関連資料の収集及び保管に関すること。

二 遺物の保存処理に関すること。

第三条調査課の項第一号中「遺跡及び埋蔵文化財(以下「遺跡等」という。)」を「遺跡等」に改める。

第五条第二号を次のように改める。

二 副所長 所長を補佐し、その命を受け、所務を処理する。

第五条に次の一項を加える。

2 考古学研究所には、前項に定めるもののほか、技術アドバイザーを置くことがある。

第五条の次に次の一条を加える。

**第五条の二** 技術アドバイザーは、所長を技術的に補佐し、その命を受け、特命事項を処理する。

第六条の二第二号中「次長」を「副館長、次長」に改める。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

**第四条** 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「次のチーム」を「アドバイザーチーム」に改め、  
「小中学校教育  
県立学校教育

アドバイザーチーム  
アドバイザーチーム」を削る。

第三条の二中「チームの所掌事務は、次のとおり」を「アドバイザーチームの所掌事務は、公立の小学校及び中学校並びに県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること」に改め、同条小中学校教育アドバイザーチームの項及び県立学校教育アドバイザーチームの項を削る。

第四条に次の一項を加える。

4 教育研究所には、前三項に定めるもののほか、参事及び主幹を置くことができる。  
第五条の三の次に次の一条を加える。

（参事及び主幹の職務）

**第五条の四** 参事は、所長の命を受け、各部及びアドバイザーチーム間の企画調整の事務を処理する。

2 主幹は、上司の命を受け、アドバイザーチームの事務を処理する。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。